

報告会社 御中

一般社団法人
近畿ブロック昇降機等検査協議会



平成 30 年度 2 月分 受付状況ご通知 (月報)

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、2 月度の受付台数は 16,272 台で前年同月比 101.1%です。

つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 定期検査報告書及び届出書の元号「平成」の取扱いについて

1) 8 月基準月の定期検査報告書の送付は、例年 3 月 20 日頃に送付していますが、今年は 4 月 1 日の新元号の発表と国交省からの通達等を確認し、新元号対応をした上で送付したいと考えます。概ね 4 月 10 日頃の発送を予定しますことをご理解願います。

また、12 月の月報でもお知らせしていますが、2019 年 5 月以降に定期検査を実施される場合や、協議会へ提出される場合については、定期検査報告書（第一面）右上の「平成年月日」と定期検査報告書（第二面）【今回の検査】の「平成年月日」は、「平成」を二重線で抹消し訂正印を押印の上、新元号の記載が必要となりますのでご承知置きください。

2) 1 月の月報でもお知らせしましたが、新元号の発表前に届出用紙（休止届等）の記載において 5 月以降の年月日を記載する必要がある場合は、協議会としては、発表までの間は「平成」を新元号に読替えて取扱いいたしますので、西暦での記載はご遠慮くださいますようご協力願います。

2. 年度末に当たって当月基準月の報告書提出について

1 月の月報でもお知らせしましたが、協議会では基準月内報告を奨励していますので、月末頃に当月基準月の報告書を提出されることも多々あります。年度末である 3 月につきましては、更に受付台数が多くなることから、提出された報告書に「不備」があった場合、当該月基準の物件であっても、事前にお問合せ無くご返却させていただきますので、検査実施後の速やかなご提出と提出前のご確認をお願いいたします。

また、年度末ですので 3 月以前基準月の検査報告書は、できるだけ 3 月 29 日までに提出ください。

3. 小荷物専用昇降機の基準月設定の特例終了について

平成 28 年度の法改正に伴う小荷物専用昇降機の初回報告の特例につきましては、平成 31 年 3 月 29 日受付分で終了します。平成 31 年 4 月 1 日以降ご提出分は従来通りの対応とさせていただきます。

特例①『初回報告については、既設昇降機と同じ基準月で定期検査報告を実施する場合、「基準月変更・統一要望書」を添付することで基準月を既設昇降機と同じにすることができます。』（詳細は平成 29 年度 3 月月報を参照ください。)

特例②『平成 30 年 4 月より報告対象となった既設小荷物専用昇降機（平成 28 年 5 月以前設置）の新規報告の基準月設定について「基準月変更・統一要望書」添付により、基準月を検査月にすることもできます。』（詳細は平成 30 年度 10 月月報を参照ください。)

以上